主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人坂本英雄の上告趣意は単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の 上告理由に当らない。(公訴事実と原審認定事実とは同一の事実関係と認められる。 所論引用の判例は本件に適切でない。)また記録を調べても同四一一条を適用すべ きものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎